

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第1 親権制度の見直しの必要性

現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることなどから、児童福祉法及び児童虐待防止法における諸課題と併せて、民法の親権に関する規定の見直しを検討する必要がある。

第2 検討の経緯

1 平成19年改正法附則

平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、政府は、同法律施行（施行日平成20年4月1日）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

2 研究会の開催

平成21年6月～12月 「児童虐待防止のための親権制度研究会」開催
研究会の目的：論点整理及び制度改正の要否の検討

3 研究会報告書の取りまとめ

平成22年1月 研究会報告書の取りまとめ

4 研究会報告書取りまとめ後のスケジュール

平成22年2月 ○ 法務省において法制審議会へ児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しについて諮問
○ 厚生労働省において児童福祉法等の改正について検討

児童虐待防止のための親権制度研究会 名簿

座長 大 村 敦 志	東京大学大学院教授
磯 谷 文 明	弁護士（東京弁護士会所属）
岡 部 喜代子	慶應義塾大学大学院教授
垣 内 秀 介	東京大学大学院准教授
窪 田 充 見	神戸大学大学院教授
久保野 恵美子	東北大学大学院准教授
田 中 智 子	東京家庭裁判所判事
豊 岡 敬	全国児童相談所長会事務局長（東京都児童相談センターワン次長）
西 希代子	上智大学大学院准教授
水 野 紀 子	東北大学大学院教授
山 田 攝 子	弁護士（第一東京弁護士会所属）

(五十音順)

(関係省等)

最高裁判所事務総局

小 田 正 二	最高裁判所事務総局家庭局第一課長
進 藤 千 純	最高裁判所事務総局家庭局付

厚生労働省

杉 上 春 彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長
千 正 康 裕	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
太 田 和 男	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
坂 井 隆 之	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官

法務省

萩 本 修	法務省民事局民事法制管理官
飛 澤 知 行	法務省民事局参事官
羽 柴 愛 砂	法務省民事局付
佐 野 文 規	法務省民事局付
森 田 亮	法務省民事局付

児童虐待防止のための親権制度研究会報告書の概要（主な論点）

※ ○は主に民法に関する論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に関する論点である。

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の要否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられた上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとすることが考えられた上で、その制度設計について論点整理がされている。

・ 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

○ 親権の一部制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

○ 法人による未成年後見の導入

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとすることの要否・可否
研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとすべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

● 親権者等がいない児童等の取扱い

- ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとすることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようになることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に関与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

(参考)

児童虐待防止に関する主な親権の規定

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

第四章 親権

第一節 総則

（親権者）

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

（監護及び教育の権利義務）

第八百二十条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第八百二十二条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第八百二十三条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

（職業の許可）

第八百二十四条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 親権を行う者は、第六条第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（財産の管理及び代表）

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

（子に代わる親権の行使）

第八百三十三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わって親権を行う。

第三節 親権の喪失

(親権の喪失の宣告)

第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十八条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

- 一 未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 後見開始の審判があつたとき。

第二節 後見の機関

第一款 後見人

(未成年後見人の指定)

第八百三十九条 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

- 2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

(未成年後見人の選任)

第八百四十条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第八百四十二条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失ったことによって未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(未成年後見人の数)

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府

県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

2 都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

3 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を探るにあたつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

4 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により探るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により探るもの）を除く。若しくは第二項の措置を探る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を探ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を探ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権

を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探すこと。

- 2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
 - 3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項 甲類に掲げる事項とみなす。
 - 4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を探ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を探る必要があると認めるときに限る。
 - 5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
 - 6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を探ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を探るべき旨を都道府県に勧告することができる。
- 第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。
- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。
 - 3 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要がある

と認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないとときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一

項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項 若しくは第二項 の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号 に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなつた場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項 若しくは第二項 の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条 の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項 の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号 の規定に基づき、同法第二十八条 の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項 の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反すると認めるとときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号 の規定に基づき、同法第二十八条 の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条 の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その他通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項 の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

- 5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条 の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項 の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号 の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。